

ポンプ場施設保守管理業務委託仕様書

第 1 章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、甲府市が管理するポンプ場保守管理業務に適用する。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、甲府市と受託者の協議により決定する。

2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、甲府市の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所轄事務に関する方針、基準及び計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。

ア. 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規
イ. 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規
ウ. 消防法(平成 5 年法律第 91 号)及び同法関連法規
エ. 環境基本法(昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規
オ. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規
カ. 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規
キ. 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)及び同法関連法規
ク. 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規
ケ. 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規
コ. 中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規
サ. 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規
シ. 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)及び同法関連法規
ス. 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)及び同法関連法規
セ. 公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)及び同法関連法規
ソ. 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)及び同法関連法規
タ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法関連法規
チ. 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)及び同法関連法規
ツ. 酸素欠乏症等防止規制(昭和 47 年労働省令第 42 号)及び同法関連法規
テ. 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及び同法関連法規
ト. 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)及び同法関連法規
ナ. 甲府市公害防止条例(昭和 46 年甲府市条例第 25 号)及び同法関連法規

- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。

4. 中立性の堅持

受託者は、中立性を堅持するよう努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密、個人の情報を他人に漏らしてはならない。

6. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。
ア. 現場代理人及び主任技術者届 イ. 着手届 ウ. 工程表
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更し提出すること。
- (3) 受託者は、業務が完了したとき、速やかに次の書類を提出すること。また、点検報告書、作業記録写真については、ポンプ場の名称を明示し、整理したものを監督員の指示するファイルに綴じて提出すること。
ア. 業務委託完了届 イ. 点検報告書 ウ. 作業記録写真 エ. 請求書 オ. その他監督員が指示したもの

7. 現場体制

受託者は、契約締結後、速やかに代理人並びに技術及び経験を有する主任技術者を定めると共に、作業時は、現場に主任技術者を常駐させて所定の業務に従事させること。

- (1) 受託者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (2) 受託者は、適正な作業の進歩を図ると共に、そのために十分な数の作業員を配置すること。

8. 地元住民との協議

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり、必要に応じ地元住民等への説明を行い、理解と協力を得ること。

- (2) 受託者は、地元住民からの要望、若しくは地元住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬又は手数料等を受け取ってはならない。なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。
- (5) 本業務の実施にあたり、敷地内へ立ち入る場合は、事前に所有者(管理者)へ連絡を行い了解を得ること。また、調査等の支障物を移動させる場合についても、事前に所有者(管理者)の了解を得ること。なお、作業終了時には、必ず原状復旧すること。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、施設に損害を与えたときは、直ちに監督員に報告し、その指示を受けると共に、速やかに原状復旧すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の作業と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 作業実施の都合上、祝日、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容及び作業時間等について監督員の承諾を得ること。

11. 作業記録写真

受託者は、次の各項にしたがって、作業記録写真を撮影し、施設ごとに編集したものを記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、それぞれの施設について、点検及び清掃作業時の状況のほか、監督員が指定する 内容について行うこと。
- (2) 写真には、業務名、撮影場所、撮影対象及び受託者の名称を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 1枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、張り合わせる。
- (4) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはL版とすること。

第 2 章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規制」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水及び地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。なお、大雨等に関する気象情報により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として、当日の業務を中止すること。
- (3) 甲府市が定める標準的な作業等の中止基準は、次のいずれかの場合とする。
 - (ア) 当該作業箇所が洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合。
 - (イ) 当該作業箇所が降雨や雷が発生している場合。

2. 安全設備の設置及び現場管理

- (1) 作業中は、安全施設の設置及び現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 現場内の整理整頓、その他の現場管理には細心の注意を払うこと。
- (3) 作業終了後は、施設を原状に戻し、制御盤の施錠等を確認すること。

3. 作業員の安全管理

- (1) 作業にあたっては、細心の注意を払い点検すること。
- (2) 作業に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておかなければならない。
- (3) 万一事故が発生した際は、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告すると共に、速やかに必要な措置を講ずること。

第 3 章 保守点検

1. 一般事項

本章は、ポンプ場の機械・電気設備の保守点検の標準的内容を明らかにしたものである。

- (1) 受託者は、作業箇所及び作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、施設に損傷を与えないように十分留意し、必要な保護措置を講ずること。
- (3) 受託者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法及び甲府市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要措置を講ずること。
- (4) 受託者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業に一時中止を命ずることがある。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄清掃すること。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器及び仮設物を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 施設名称及び所在地

別紙位置図を参照のこと。

3. 保守点検業務概要

ポンプ場

- | | | |
|-------------|---------------------|-----|
| (ア) 一般点検 | ： 年4回（6月、9月、12月、3月） | 6箇所 |
| (イ) 特別点検 | ： 年1回 | 6箇所 |
| (ウ) 緊急通報時対応 | ： 年3回程度 | |
| (エ) 事務業務 | | |

4. 保守点検業務内容

(ア) 一般点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、年 4 回点検を実施する。主として、目視、確認、測定、調整及び記録等の作業。表 1-1 を基準に点検を実施する。

① 清掃

機器等に付着した土砂等の除去及びポンプ内の堆積物を除去し、機器の機能を維持することを目的として、高圧洗浄機による清掃を行う。作業の際に生じた土砂等については監督員と協議を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り処理を行うこと。

② ポンプ設備の目視による確認

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する。

③ 各機器値の確認

吐出量、電流、電圧等、計器の指示値を読み、正常か否かを判断する。

④ 測定作業

ポンプの絶縁抵抗値等を測定し、機器の摩耗状態及び作動が正常か否かを判断する。

⑤ ポンプ運転状態の確認

手動運転を行い、電圧・電流値及び振動・運転音等から運転状態を確認する。

⑥ 水位計の動作確認

水位計(水位制御スイッチ)を強制作動させ、ポンプの始動・停止を確認する。

⑦ 保護装置の動作確認

漏電遮断器等の保護装置の正常な動作を確認する。

⑧ 自動通報装置の動作確認

自動通報装置の正常な動作を確認する。

⑨ 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

⑩ 消耗部品及び備品の交換

必要に応じ、簡易な消耗部品及び備品の交換を行う。簡易な備消耗品とは、ヒューズ・ランプなど一般汎用品を指す。

⑪ 記録作業

点検結果を記録する作業。(表1-1)

(イ) 特別点検

機器及び設備について、ポンプの引上げ等を行い、設備の状態を正確に確認し、修理修繕等の保全計画を立てるため、年1回点検を実施する。主として、測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。点検箇所、時期については、監督員と協議を行った上で決定する。

①～⑩「第3章保守点検 4. (ア) 一般点検」と同じ。

⑪ 記録作業

点検結果を記録する作業。(表 1-2)

⑫ ポンプ本体の点検

ポンプの着脱がスムーズにできることを確認する。

ポンプを引上げて閉塞状況や羽根車の磨耗又は損傷の有無を目視にて確認する。

オイルプラグを外して潤滑油に排水が多量に混入していないことを確認し、潤滑油の交換を行う。

(ウ) 緊急通報時対応

① 施設の故障及び異常が発生し、自動通報装置(24時間監視)による通報、及び住民による通報があった場合に、直ちに現場に急行し、適切な措置を講じ、正常な運転を確保するものとする。(3回程度/年)

② 落雷・豪雨等により施設に異常が生じた可能性がある場合、及び監督員の指示があった場合には、直ちに各施設の点検を実施する。

③ 故障に伴う機器の交換、作業車によるポンプ引上げ等本業務内容から逸脱した修繕・対応を要するときは、正常運転に要する応急措置を講じた後、直ちに監督員に連絡し、指示を受けるものとする。

(オ) 事務業務

庶務一般業務に係わる以下の作業に必要な労務費用。

① 点検計画書・報告書等の作成。

報告書は、「第3章 保守点検 4. (ア)一般点検～(ウ)緊急通報時対応」を実施した場合に作成・提出する。なお、報告書は、作業報告書及び作業記録写真で構成される。作業終了後、速やかに提出すること。

② 監督員との業務打合せ協議及び報告。

機器等の不良が発覚した場合、その原因特定及び復旧方法を報告書に明記し、監督員の指示のもと措置を講ずること。

第 4 章 そ の 他

1. 業務の完了

各年度の業務完了後、所定の書類を提出し、甲府市の検査員の検査を受けるものとする。

2. 検査

(1) 検査の種類

検査は、仕様書、点検報告書、業務記録写真、各種報告資料(以下「業務完了図書類」という。)に基づき、検査員が次の検査を行う。

(ア) 完了検査

各年度の業務が完了したときに行う。

(イ) その他必要な検査

甲府市が必要と認めたときに行う。

(2) 検査

(ア) 検査の内容

- ① 業務完了図書類の確認
- ② 運転管理状況の確認
- ③ 設備の保全管理状況の確認
- ④ その他甲府市が必要と認めたもの

(イ) 検査の方法

① 照会・確認

仕様書(特記仕様書も含む)の内容に基づき、点検報告書、業務記録写真、各種報告書等を照会・確認する。

② 現場確認

③ 業務実施箇所が、業務完了図書類と相違ないことを現地で目視等により確認する。

(ウ) 検査の手続き

① 受託者は、検査に必要な書類を提出し、検査手続きを行う。

(3) 委託料の支払

各年度の業務完了後、業務報告書を甲府市に提出し、検査を受けただけで各年度の委託料の支払いを請求するものとする。

3. 長期継続契約

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

4. 特に定めない事項

契約書及び仕様書等に明示していない事項については、甲府市と受託者の協議により定める。

(表1-1)

一般点検記録表

ポンプ場名：

前回点検日：令和 年 月 日
今回点検日：令和 年 月 日

点 検 者：

測定項目		測定結果				測定基準	判定				
電 力 量		今 回	前 回		差 分		－				
		kWh	kWh		kWh		－				
電 源 電 圧		1号	V		2号	V		202±20 V			
運 転 時 間	今 回		Hr			Hr		大幅な時間差のないこと			
	前 回		Hr			Hr					
	差 分		Hr			Hr					
運 転 電 流 値			A			A		定格値(A)以下			
ポ ン プ 絶 縁 抵 抗 値			U-E	MΩ		U-E	MΩ		1MΩ以上		
			V-E	MΩ		V-E	MΩ		1MΩ以上		
		W-E	MΩ		W-E	MΩ		1MΩ以上			
区 分	点 検 内 容		点検方法		判 定 基 準			判 定			
ピ ッ ト	ビット蓋の開閉状態		目 視		異常、損傷がないこと						
	ビット内の異物混入の有無		目 視		異物の混入がないこと						
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態		目 視		異常、損傷、錆がないこと						
	動力、制御、水位計ケーブル状態		目 視		ねじれ、損傷がないこと						
	流入バップルの状態		目 視		ごみの付着がないこと						
	ビット接続部の状態		目 視		ごみの付着がないこと						
ポ ン プ	ポンプの外観状態		目 視		損傷・錆がないこと						
	運転時のポンプ、逆止弁の状態		運 転		振動、異常音がないこと						
	ポンプ吐出し水量		運 転		正常であること						
	ポンプ吊上げチェーンの状態		目 視		異常、損傷、錆がないこと						
	着脱装置の状態		目 視		スムーズに着脱できること						
水 位 計	水位計の状態		目 視		異物の付着がないこと						
	気泡式水位計の動作		目 視		正常な運転を行うこと						
	フロートスイッチの動作		強制作動		正常な動作をすること						
	水位計の設定水位		強制作動		設計通りであること						
制 御 盤	制御盤の設置状態		目 視		がたつき、損傷・錆がないこと						
	制御盤の内部状態		目 視		ほこり、ごみ、結露がないこと						
	各表示灯の点検状態		目 視		正しく点灯すること						
	漏電遮断器の作動状態		動作確認		正常な動作をすること						
	保護継電器の作動状態		動作確認		正常な動作をすること						
	自動警報装置の作動状態		動作確認		正常な動作をすること						
記事											

特別点検記録表

ポンプ場名：

前回点検日：令和 年 月 日
今回点検日：令和 年 月 日

点 検 者：

測 定 項 目			測 定 結 果					測 定 基 準	判 定		
電 力 量			今 回		前 回		差 分			—	
			kWh		kWh		kWh			—	
電 源 電 圧			1号	V		2号	V		202±20 V		
運 転 時 間	今回	Hr		Hr			大幅な時間差のないこと				
	前回	Hr		Hr							
	差分	Hr		Hr							
運転電流値				A			A		定格値(10.1A)以下		
ポンプ 絶縁抵抗値				U-E	MΩ		U-E	MΩ	1MΩ以上		
				V-E	MΩ		V-E	MΩ	1MΩ以上		
				W-E	MΩ		W-E	MΩ	1MΩ以上		
制御盤 絶縁抵抗値			電路A	引込開閉器盤 から 制御盤主幹ブレー カ		R-E	MΩ	1MΩ以上			
						S-E	MΩ	1MΩ以上			
						T-E	MΩ	1MΩ以上			
						R-E	MΩ	1MΩ以上			
						S-E	MΩ	1MΩ以上			
						T-E	MΩ	1MΩ以上			
			電路B	制 御 盤 内		R-E	MΩ	1MΩ以上			
						S-E	MΩ	1MΩ以上			
						T-E	MΩ	1MΩ以上			
			電路C	1号ポンプ		U-E	MΩ	1MΩ以上			
						V-E	MΩ	1MΩ以上			
						W-E	MΩ	1MΩ以上			
			電路D	2号ポンプ		U-E	MΩ	1MΩ以上			
						V-E	MΩ	1MΩ以上			
W-E	MΩ	1MΩ以上									
電路E	制 御 回 路		X-E	MΩ	1MΩ以上						
			Y-E	MΩ	1MΩ以上						

特別点検記録表

ポンプ場名：

前回点検日：令和 年 月 日
今回点検日：令和 年 月 日

点 検 者：

区 分	点 検 内 容	点検方法	判 定 基 準	判 定
ピット	ピット蓋の開閉状態	目 視	異常、損傷がないこと	
	ピット内の異物混入の有無	目 視	異物の混入がないこと	
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目 視	異常、損傷、錆がないこと	
	動力、制御、水位計ケーブル状態	目 視	ねじれ、損傷がないこと	
	流入バップルの状態	目 視	ごみの付着がないこと	
	ピット接続部の状態	目 視	ごみの付着がないこと	
ポンプ	ポンプの外観状態	目 視	損傷・錆がないこと	
	羽根車の状態	目 視	磨耗・異物絡み付きがないこと	
	潤滑油の状態	目 視	変色が無く適量であること	
	運転時のポンプ、逆止弁の状態	運転	振動、異常音がないこと	
	ポンプ吐出し水量	運転	正常であること	
	ポンプ吊上げチェーンの状態	目 視	異常、損傷、錆がないこと	
	着脱装置の状態	目 視	スムーズに着脱できること	
水位計	水位計の状態	目 視	異物の付着がないこと	
	気泡式水位計の動作	目 視	正常な運転を行うこと	
	フロートスイッチの動作	強制作動	正常な動作をすること	
	フロートスイッチの設定水位	強制作動	設計通りであること	
制御盤	制御盤の設置状態	目 視	がたつき、損傷・錆がないこと	
	制御盤の内部状態	目 視	ほこり、ごみ、結露がないこと	
	各表示灯の点検状態	目 視	正しく点灯すること	
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常な動作をすること	
	保護継電器の作動状態	動作確認	正常な動作をすること	
	自動通報装置の作動状態	動作確認	正常な動作をすること	
記事				